

岩手県告示第683号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年8月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年7月27日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 菅原建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町下鱒沢32地割189番地
    - ウ 代表者の氏名 菅原秀二
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第527号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月26日付けで建築工事業、大工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年7月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 海洋企業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市高松二丁目29番17号
    - ウ 代表者の氏名 工藤義正
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第3349号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年8月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社渡引建具店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市八幡町8番26号
    - ウ 代表者の氏名 渡引勝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第3998号
  - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月29日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年8月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社高森興業
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町手倉森62番地
    - ウ 代表者の氏名 高森正志
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第7620号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月1日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成28年8月3日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社高賢工業
- イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町六原東町50番地120
- ウ 代表者の氏名 高橋英樹
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第8082号
- (3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月2日付けで土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年8月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 松田重機工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市小友町17地割51番地7
- ウ 代表者の氏名 松田真一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第8776号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月4日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年7月27日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 村崎保温板金
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西根上篠崎74番地1
- ウ 代表者の氏名 村崎治郎
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第9451号
- (3) 処分の内容 熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月26日付けで熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年8月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 天地工業
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字土川第4地割238番地2
- ウ 代表者の氏名 田中義夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第9649号
- (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月28日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年8月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社光心地産

イ 主たる営業所の所在地 釜石市鶴住居町第8地割16番地1

ウ 代表者の氏名 小林正樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第110118号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年8月3日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成28年7月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 菅原建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町下鱒沢32地割189番地

ウ 代表者の氏名 菅原秀二

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-24)第527号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年7月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。